答弁第五四八号平成二十一年六月二十六日受領

内閣衆質一七一第五四八号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居の実情等に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居の実情等に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの自宅に客を招き会食する等の外交活動については、 在外職員の日常の職務と密接に関連してお

り、報告を課しているものではない。

二から四までについて

外務省としては、在外職員に対し、 自宅に客を招き会食する等の外交活動を積極的に行うよう研修等に

おいて奨励してきている。

五について

お尋ね の在外職員の住居が、 自宅に客を招き会食する等外交活動の拠点となること、 比較的テロ 等の対

象になりやすい在外職員及びその家族の生命、 身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上

の問題が少ない地域に位置していること、緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館の長の公邸に直ち

に駆けつけることができる場所に位置していること等の要件を満たしているかについては、 住居手当認定

の申請があった際等に、在ロシア日本国大使館を含め各在外公館において適切に判断しているものと認識

_